

# 令和5年度第2回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和5年10月16日（月）

13：30～14：30

方法：Zoom

## 1 開会

## 2 挨拶

議長（埼玉県福祉部少子化対策局長）

## 3 議題等

- （1）乳幼児医療費助成の拡充について
- （2）子育て支援パスポート事業について
- （3）多子世帯応援クーポン事業について
- （4）多子世帯保育料軽減事業の要綱改正について

## 4 閉会

# 乳幼児医療費助成の拡充について

令和5年10月 埼玉県国保医療課

# 1. 乳幼児医療費助成の現状

○ 埼玉県は乳幼児医療費助成の対象を未就学児(所得制限・自己負担あり)としている。

(都道府県の子供への医療費助成の状況：令和5年4月現在)

対象年齢	通院	高校卒業まで	5	福島県(小1～小3補助対象外)、東京都、静岡県、鳥取県、長崎県(小1～中学生補助対象外)
		中学卒業まで	10	秋田県、群馬県、栃木県、福井県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、福岡県、沖縄県
		小学卒業まで	4	茨城県、神奈川県、三重県、島根県
		小学3年まで	4	山形県、千葉県、香川県、長野県
		<b>就学前まで</b>	<b>22</b>	<b>埼玉県</b> 、北海道、青森県、岩手県、宮城県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	4歳児まで	1	山梨県	
	入院	高校卒業まで	6	福島県(小1～小3補助対象外)、茨城県、東京都、静岡県、鳥取県、長崎県(小1～中学生補助対象外)
		中学卒業まで	17	秋田県、山形県、群馬県、千葉県、栃木県、神奈川県、福井県、長野県、愛知県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県
		小学卒業まで	5	北海道、岩手県、三重県、岡山県、島根県
		小学3年まで	1	香川県
<b>就学前まで</b>		<b>17</b>	<b>埼玉県</b> 、青森県、宮城県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、滋賀県、大阪府、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県	
所得制限	<b>あり</b>	<b>25</b>	<b>埼玉県</b> 、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	
	なし	21	山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	
自己負担	<b>あり</b>	<b>36</b>	<b>埼玉県</b> ほか35都道府県	
	なし	10	宮城県、群馬県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、和歌山県、香川県、沖縄県	

※ 新潟県は市町村への補助金を交付金化しているため未記載

## 2. 国への制度創設要望

- 子どもへの医療費助成は地域によって差が生じるべきではないが、現状は自治体ごとに助成内容が異なっており、自治体間の競争のような状況となっている。
- 本来、子どもへの医療費助成は、子育て支援のナショナルミニマムとして、国が全国統一的に対応すべきものであることから国に制度の創設を要望してきた。

### (要望状況)

- ・埼玉県「国の施策に対する提案・要望(政府要望)」(令和5年6月)
- ・大臣要望(令和5年6月:少子化担当大臣)
- ・全国知事会議(令和5年7月)
- ・関東地方知事会(令和5年5月〔神奈川県提案〕)
- ・九都県市首脳会議(令和5年4月〔さいたま市提案〕)
- ・全国衛生部長会(令和5年3月)

### 3. 助成対象拡充の検討

- 国に強く要望を続けているが、令和5年6月に示された国の「こども未来戦略方針」には、子ども医療費助成制度の創設は盛り込まれておらず、現時点では国による制度創設の目途が立っていない状況である。
- 一方で、県内の市町村からは県による助成対象の拡大について強い要望がある。
- このため、国に制度創設を強く求めるとともに、県として医療費助成を含む子育て支援の充実を図るために、市町村による「子育て支援の充実」を前提とし、乳幼児医療費支給事業の対象年齢の引き上げと所得制限の撤廃を検討する。

## (助成対象拡充の例)

- 助成対象拡充の具体的内容は、県の予算編成の過程で検討を行い、議会の議決を経て予算が成立する。
- 入院以外の一人あたりの年間医療費は「0歳から4歳」と同様に「5歳から9歳」の医療費も大きい(厚生労働省「国民医療費の概況」より)。
- 入院一件あたりの医療費は年齢による差は見られず、年齢が増加すると入院件数は少なくなるが一件あたりの医療費は大きい(厚生労働省「医療給付実態調査」より)。
- これらのことから予算が認められた際には、通院については9歳まで助成対象となるように小学校3年生まで、入院については全ての市町村が助成対象としている中学校3年生まで、県の助成対象を拡大し、あわせて所得制限を撤廃することを検討している。

（「子育て支援の充実」について）※具体的内容は県の予算編成の過程で検討を行い、議会の議決を経て予算が成立

○ 市町村による「子育て支援の充実」は以下の3つの基準に該当する取組とし、4つの分類に掲げた取組を推奨することを検討している。（推奨する取組以外にも、3つの基準を満たす市町村事業は対象とする）

	基準案 ※1	考え方
①	子育て家庭等を直接支援する事業の拡充	・新規または拡充する事業を対象とする。 ※2 ・子供や子育て家庭を直接支援する事業を対象とし、道路整備等の環境づくりなど間接的な支援については対象外とする。
②	市町村が任意に実施する事業	・「法令による市町村の実施義務」または「国の計画による実質的な実施義務」が無く、任意または努力義務の事業 ※3
③	継続的に事業費が必要となる事業	・施設整備等の一時的な経費では無く、継続的に事業費が必要となる事業を対象とする。 ・子育て支援の充実に要した経費が確認できるように財政負担が明確な事業を対象とする（国や県の補助があっても市町村負担があれば該当）。

※1 施設の場合は、「実施⇒設置」、「事業⇒施設」と読み替える

※2 令和5年度と同内容の事業は対象外とする

※3 法令で明記された負担を無償化する事業は対象外とする（給食費等）

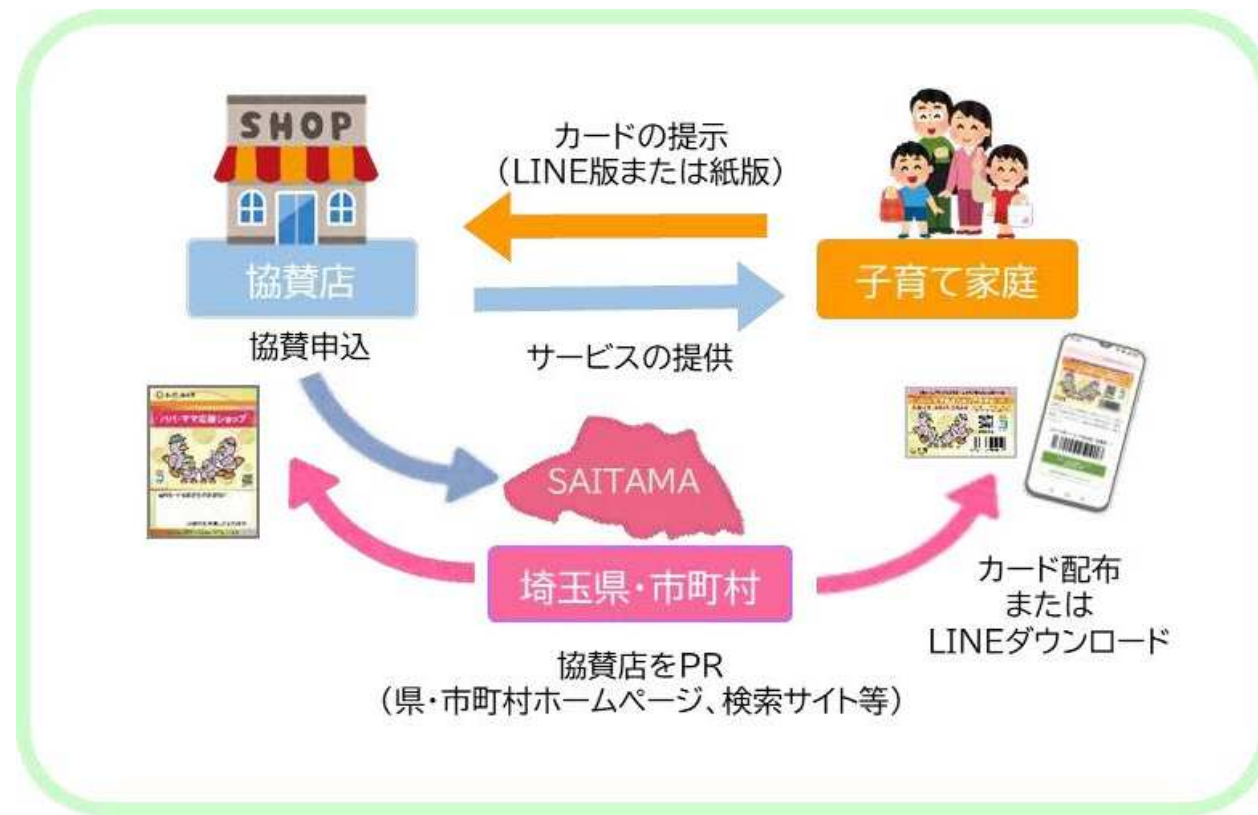
分類	具体的な取組例（推奨する取組）		
	1. 子育て世帯への経済的支援の拡充	医療費助成の対象年齢拡大	
2. 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援	産後ケア事業の実施	産婦健康診査事業の充実	乳児家庭全戸訪問事業の充実
	こども家庭センターの設置	子育て世帯訪問支援事業の実施	子育てファミリー応援事業の実施
3. 働く子育て世帯を支援	放課後児童クラブの充実		
4. 困難を抱える子供・子育て世帯への対応	医療的ケア児保育支援事業の実施	ジュニア・アスポート事業の実施	困難女性支援法に基づく女性相談支援員配置

# 子育て支援パスポート事業について

## パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ」とは、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子供または妊娠中のかたが  
いる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサー  
ビスが受けられる子育て家庭への優待制度。

協賛店舗の例：飲食店、薬局、コンビニエンスストア、塾 等



### 協賛店等の状況

#### 協賛店舗数等

**23,585**

(令和5年9月末)

#### 協賛の理由

子育ての応援

**53.1%**

子育て世帯の集客

**52.1%**

#### 協賛の効果

お客様から好評の声

**43.3%**

イメージアップ

**20.1%**

出典：平成30年度パパ・ママ応援ショップ  
協賛店に対する調査(回答数1,885)



# 子育て支援パスポート事業について

## 赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の登録を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めている。

### 対象施設

埼玉県内に存するスーパーマーケット、デパートや病院など、不特定多数の人が利用できる施設

### 登録条件

以下のいずれか一つ、または両方ができる場所を有する施設であり、希望する子育て家族が無料で利用が可能であること。

- ・おむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること）
- ・授乳（カーテンやついたてなどで仕切られ、プライバシーの確保に配慮がなされていること）

## 市町村の方をお願いしたいこと

- ・ パパ・ママ応援ショップ事業の広報等、協賛店舗開拓に御協力いただきたい。
- ・ 庁内に赤ちゃんの駅に登録可能な施設がある場合には、登録手続きをお願いしたい。

# 多子世帯応援クーポン事業

## 事業概要・目的

第3子以降の子が生まれた世帯に、子育てサービス等に利用できるクーポンを5万円分配付することで、①**育児負担の軽減**、②**子育てサービス利用促進（産業育成）**、③**社会全体で多子世帯応援の気運醸成**を図る。

## 取組状況

対象児童は令和5年3月31日までに出生した児童  
令和5年6月末でチケットの配付申請受付を終了

## 市町村の方をお願いしたいこと

- ・ チラシを配付しないよう、庁内で改めて周知していただきたい。  
※令和5年4月以降に出生した県民の方が、チラシを受け取る事例が発生。
- ・ 令和6年3月31日までに、当事業に関するホームページを削除していただきたい。